

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	公共下水道管理者が特定賦課金を徴収された場合の汚濁原因者負担金
根拠法令等及び条項	下水道法第18条の2
根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第62条第1項
参考事項	
設定等年月日	昭和33年 4月24日設定 平成23年12月14日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 公共下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合の汚濁原因者</p> <p>2 処分内容 特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部負担</p>